

4 議案第70号関係

(1)おいらせ町行政組織条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。</p> <p>総務課</p> <p><b>政策推進課</b></p> <p><b>財政管財課</b></p> <p>まちづくり防災課</p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 庁舎及び公用車に関すること。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。</p> <p>総務課</p> <p><b>分庁サービス課</b></p> <p><b>企画財政課</b></p> <p>まちづくり防災課</p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 庁舎及び公用車<u>の管理</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p><b>分庁サービス課</b></p> <p>(1) <u>分庁舎の管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>分庁舎における行政サービスに関すること。</u></p> <p>(3) <u>公共施設の管理に関すること。</u></p> <p><b>企画財政課</b></p> <p>(1) <u>行政施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特に町長が指示する事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>財政に関すること。</u></p> <p>(4) <u>財産管理及び契約に関すること。</u></p> <p>(5) <u>土地利用に関すること。</u></p> <p>(6) <u>広域行政に関すること。</u></p> <p>(7) <u>情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>統計に関すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>政策推進課</u></p> <p>(1) <u>行政施策の企画及び調整に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>特に町長が指示する事項に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>土地利用に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) <u>広域行政に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>情報化の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>統計に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>男女共同参画に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>財政管財課</u></p> <p>(1) <u>財政に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>財産管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>入札及び契約に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>町民課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>分庁舎における行政サービスに</u> <u>関すること。</u></p> <p>環境保健課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>後期高齢者医療に関する</u> <u>こと。</u></p>	<p>(9) <u>男女共同参画に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>町民課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>環境保健課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>老人医療に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>後期高齢者医療に関する</u> <u>こと。</u></p>

(2) 附則第 2 項関係 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧  
対照表 (抜粋)

改 正 案							現 行						
別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関							別表第 1 (第 3 条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	会長等の選 任方法	庶務担 当課	附属機関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	会長等の選 任方法	庶務担 当課
略							略						
おいらせ 町総合計 画審議会	略	略	略	略	略	<u>政策推 進課</u>	おいらせ 町総合計 画審議会	略	略	略	略	略	<u>企画財 政課</u>
おいらせ	略	略	略	略	略	<u>政策推</u>	おいらせ	略	略	略	略	略	<u>企画財</u>

改正案							現行							
町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議						進課	町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議							政課
おいらせ町百石高等学校魅力アップ推進協議会	略	略	略	略	略	政策推進課	おいらせ町百石高等学校魅力アップ推進協議会	略	略	略	略	略	略	企画財政課
							おいらせ町補助金等評価委員会	(1) 補助金等6人以上の評価、交付内の適否に関し(うち調査・審議すること。)	公募による者	(1) 町内に住所を有する者	2年	(1) 委員長委員の互選	企画財政課	
								(2) その他補助金に関し調査・審議すること。	は2人以内	(2) 学識経験を有する者		(2) 副委員長委員の互選		
おいらせ町男女共同参画推進会議	略	略	略	略	略	政策推進課	おいらせ町男女共同参画推進会議	略	略	略	略	略	企画財政課	
おいらせ町国土利用計画検討委員会	略	略	略	略	略	政策推進課	おいらせ町国土利用計画検討委員会	略	略	略	略	略	企画財政課	
おいらせ町地域新エネルギー推進委	略	略	略	略	略	政策推進課	おいらせ町地域新エネルギー推進委	略	略	略	略	略	企画財政課	

改正案							現行							
員会							員会							
おいらせ町景観百選選定委員会	略	略	略	略	略	政策推進課	おいらせ町景観百選選定委員会	略	略	略	略	略	略	企画財政課
おいらせ町補助金等評価委員会	(1) 補助金等の評価、交付の適否に関する調査・審議すること。	6人以上	(1) 町内に住所を有する者	2年	(1) 委員長の互選	財政管財課								
	(2) その他補助金に関する調査・審議すること。	は2人以上	(2) 学識経験を有する者		(2) 副委員長の互選									
			(3) その他町長が必要と認める者											
おいらせ町防災会議	略						おいらせ町防災会議	略						
略							略							